

令和6年12月10日
総務部人事課
043-223-2464

期末手当・勤勉手当（令和6年12月期）の支給について

令和6年12月期の期末・勤勉手当が、12月10日（火）に千葉県職員に対して支給されました。なお、今年の県人事委員会勧告に基づく引上げ分につきましては、12月議会に改正給与条例を上程中のため反映されていません。

1 一般職の期末・勤勉手当

（1） 職員1人当たりの平均支給額（税等控除前）

部長、課長などの管理職員を含めた全職員（55,006人）の1人当たりの平均支給額は次のとおり。（総支給額 約483億900万円 昨年同期比 ▲約4億300万円）

区 分	平 均 支 給 額（昨年同期比）	平均年齢（R6.4現在）
一般職員	812,670円（▲21,329円）	39.8歳
教 員	897,483円（▲24,031円）	39.3歳
警 察 官	891,917円（▲15,869円）	38.4歳
平 均	878,256円（▲21,760円）	39.2歳

（2） 支給月数 2.25月（昨年同期比 ▲0.05月）

昨年の人事委員会勧告に基づく0.1月分の引上げについて、昨年は12月期に0.1月分引き上げたが、今年は6月期と12月期で均等に0.05月分ずつ引き上げたことにより、昨年同期と比べて0.05月分の減となる。

（3） 支 給 日 12月10日（火）

2 知事及び副知事の期末手当

(1) 支給額（税等控除前）

区 分	支 給 額
知 事	3, 3 6 7, 2 4 7 円
副 知 事	2, 6 8 8, 9 5 2 円

令和6年12月議会において、期末手当の年間支給月数を引き下げ、国特別職に準じた算定方法へ変更する条例改正を行っており、12月期の期末手当は、改正後の算定方法による年間支給額（3.4月）から、6月期の支給額（2.2月）を控除した支給額となる。

(2) 支給月数 1. 2月（去年同期比 ▲1.05月）

(3) 支給日 12月10日（火）

.....

(参考) 一般職の支給月数の変遷

単位：月

年 度	6月期	12月期	年 間	増 減
令和2年度	2.25	2.20	4.45	▲0.05
3年度	2.225	2.075	4.30	▲0.15
4年度	2.15	2.25	4.40	+0.1
5年度	2.20	2.30	4.50	+0.1
6年度	2.25 (+0.05)	2.25 (▲0.05)	4.50	±0